

R8横瀬小学校 いじめ防止基本方針

H26.4月策定

R 8.4月改定

いじめをおこさせない・許さない

早期発見・早期解決・再発防止

項目

1. 「いじめ防止基本方針」策定のねらい

2. いじめとは

(1) いじめの定義

(2) いじめに対する基本的な考え方

(3) いじめの集団構造と態様

3. いじめ防止の基本的な方向と取組

(1) 指導体制, 組織

(2) 年間指導計画

4. いじめ防止について取組

(1) いじめの予防(いじめをおこさせないために)

(2) いじめを早期発見・早期解決するために

(3) いじめが起きてしまった後の対応

5. 最近のいじめへの対応

○ネットいじめ

6. 重大事態への対応

○被害者の自殺等

○資料・・・国・県・市の施策, 条例等

1. 「いじめ防止基本方針」策定のねらい

いじめによる自殺者が30年ほど前に出て、社会問題となった。学校はそれなりの対策を講じてきたが、いじめが根絶することはなかった。(問題行動集計結果参照)

少し減少してきたようにもみえたが、1996年また、いじめを原因とする自殺者がでてしまう。文部科学大臣は「緊急アピール」を全国の学校に送った。「いじめは一部の児童生徒だけの問題ではない」「誰もが加害者にも被害者にもなる」「深刻ないじめはどの学校にも、どのクラスにもどの子にも起こりうるものである」など現在のいじめの質の変化(以前は特定の子に多数の子が長期間、精神的な苦痛を与える。ゲームのように誰でも絡んでくる。陰湿)も含めて警鐘を鳴らしている。しかしながら、その後もいじめの件数は減少せず、2人に1人が被害者にも加害者にもなっていることや小4からの児童生徒は9割ほどがいじめを経験しているというデータも明らかになった。

そんな中、国は「いじめ防止対策推進法」を制定し、組織的に根本からいじめの根絶をめざし、「加害者を減らす。加害者にさせない。」ことに取り組むために、各自治体、各学校が「いじめ防止基本方針」を策定することを義務付けた。

前述の通り、いじめの問題は繰り返し起こってくる。いじめを起こさせず撲滅するためには、組織的・継続的な取組が必要となる。そこで、各学校が「いじめ防止基本方針」を策定すること、定期的に点検、必要に応じて見直し、いじめに対する職員の共通理解を図り、全職員でいじめの撲滅や残念ながら起こってしまった時に早期発見し、早急な解決を図るために明文化し、学校全体で防止、撲滅に取り組んでいく。

この内容については、学校ホームページに掲載するとともに、年度当初に児童に伝えるだけでなく、学級懇談において保護者に知らせることで、学校だけでなく地域全体でいじめゼロをめざしていく。

2. いじめとは

(1) いじめの定義

いじめとは、児童に対して、当該児童が在籍している学校に在籍しているなど当該児童と一定の人的関係にある他の児童(人数に関係なく)が行う心理的または物理的な影響を与える行為(ネットいじめ、ラインはずし等も含む)であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じていることをいう。いじめは人権侵害である。

いじめの判断は、表面的・形式的に判断できるもの・するものではなく、いじめられた側の心の痛み等にたって考えることが大切である。

(2) いじめに対する基本的な考え方

いじめはどの子にも起こりうる、どの子も加害者にも被害者にもなりうるという認識の下、児童の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないための未然防止に、全職員が取り組むことから始める必要がある。

そこで、学校及び学校の教職員は、学校在籍の児童の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組む。

もし、いじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処し、当該児童の回復や再発防止に全力で取り組む責務を有する。

「いじめは絶対に許さない。」「いじめを起こさせない。」「いじめを早期に発見し、早期解決する。」「再発防止」を核とする。

いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5つのポイントをあげる。

①いじめを許さない,見過ごさない雰囲気づくりに努める

②児童一人一人の自己有用感を高め,自尊感情を育む教育活動を推進する

③いじめの早期発見のために,アンケート等様々な手段を講じる

④いじめの早期解決のために,当該児童の安全を保障するとともに,学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして,解決にあたる

⑤学校と家庭が協力して,事後指導にあたる

(3)いじめの集団構造と態様



「傍観者」は「いじめを支持する存在」である

「観衆」は「いじめを強化する存在」である。加害者をあおり立てる,助長させる加害者だけでなく,傍観者・観衆への指導も再発防止(根絶)に重要である。

① いじめ構造の特質

以前は,特定・固定的な人間関係でのいじめの構図であったが,最近は流動的な人間関係の中で,どの子どもがいじめられたり,いじめたりする。また,そのきっかけや理由はささいなことであったり,ゲーム感覚的なことであったりすることが多く,いじめられている児童への恨みや罪悪感は薄いことが多い。

「どの子にも,どのクラス(塾やスポーツ・習い事の集団)でも起こりうる。」ことを意識して,未然の取組をすべての教職員が行っていく必要がある。

② いじめの態様

以前は,悪口などの落書き・うわぐつ隠し・無視などから,水かけ,閉じ込めや暴力・金品の恐喝まで発展することがあり,自殺する事態までになってしまった。

最近でも,金品の恐喝などに陥る場合もあるが,「ネットいじめ」といわれるようにインターネット上のブログ・学校裏サイトなどでの悪口や仲間外し,ツイッターなどSNS上でなりすましプロフを使つての誹謗中傷なども多い。見た子の悪口に面白がって乗っていく場合も多い。

さらに,携帯電話を使って「LINEはずし」という仲間外しも社会問題になっている。それらのいじめが,学校現場に持ち込まれることも多い。表面上は仲良く振る舞っている仲間がネット上では,いじている場合も多く,被害者の精神的苦痛は深い。

学校現場でのいじめは,軽い一言などゲーム感覚的なものやコミュニケーション不足で互いの気持ちを分かり合えずに,噂話から発展することも多い。

3. いじめ防止の基本的な方向と取組

(1) いじめの未然防止のための基本姿勢

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。

道徳の時間には命の大切さについての指導を行う。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童がもつように、教育活動全体を通して指導する。そして、見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも「傍観者」として、いじめに加担していることを知らしめることが重要である。

① いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める

学校の自治組織や学級集団を活用し、自他の思いや人権を尊重しあう心を育てる。
温かい雰囲気の中で子どもの体力と耐力を育てる学級集団づくりに努める。

② 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動(学級集団づくり)を推進する

ア:一人一人が活躍できる学習活動

「健康な心や体づくりなどの基本的な生活習慣の定着は学習を支える生活基盤となるものである。」という立場に立ち、以下の教育活動を推進する。

- ・児童の自発的な活動を支える委員会活動の充実
- ・児童が主体的に取り組める学習活動や自主学習プリントの工夫

イ:人との関わり方を身に付けるためのトレーニング活動

学級活動等でソーシャルスキルトレーニングを行い、自分と他人では思いや考え方が違うことに気付かせ、そんな中に認められる自分が存在することを感じることで、自尊感情を育み明るく楽しい学校生活を送ることができる。

ウ:安心して自分を表現できる年間カリキュラムの作成

年間カリキュラムにおける活用する力の項目や内容を明確にし、見通しをもって学習に取り組める発問や指導方法を工夫する。

エ:人とつながる喜びを味わう体験活動

友だちと分かり合える楽しさやうれしさを実感できる確かな力の育成と、相互交流の工夫を行うことでコミュニケーション力を育成する。また、学校行事や児童会活動、総合的な学習の時間や生活科における道徳性育成に資する体験活動の推進を行う。

(2)指導体制, 組織

① いじめが起こりにくい学校にするために

ア:子どもに関する情報を教職員全員で収集し、課題を共有する。

小学校では特に、学級担任が一人で抱え込むこともあるので注意する。定期的な情報交換会を開く。

「人間関係づくりプログラム」「子ども面談」の実施, 連絡ノートや子どもたちの何気ない会話, 朝のあいさつの様子, 休み時間中の過ごし方など いろいろな部分にアンテナを張り, 子どもたちの困りを把握する。

イ:現状と課題をふまえた学校の指導方針を立てる。

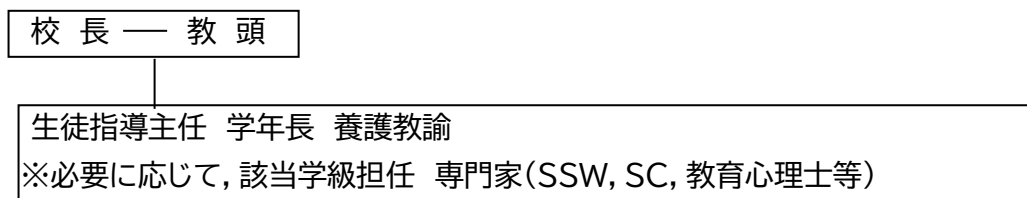
学校長が生徒指導や人権・同和教育担当, 本校「教育相談の流れ」の「いじめ関連」「特別支援関連」「不登校関連」の3つの教育相談担当と連絡をとり, 学校の現状や課題を把握する。

ウ:全職員に「横瀬小いじめ防止基本方針」を配布し, 基本方針を具現化する取組とその実施計画, 具体的な行動基準を教職員に示す。

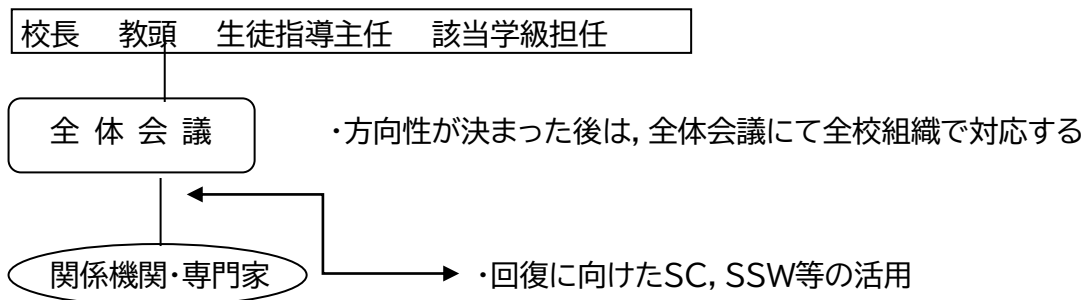
エ:一部の教職員に任せず, 校長を中心に一致団結した指導体制を確立する。

② いじめ防止のための学校組織「いじめ不登校対策会議」

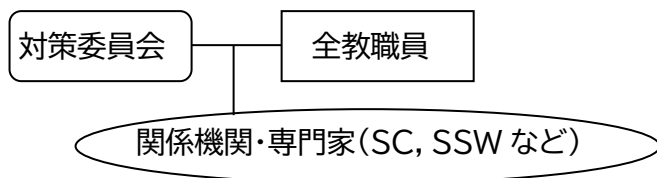
○ いじめ防止対策委員会【定例】



○ いじめ防止対策委員会【緊急】



○ いじめ防止全体会議



(3)年間指導計画(いじめ防止にむけて)教育課程上は、人権教育の指導計画に含んで掲載

	取組	教職員研修
4月	・教室開き 【人間関係作りプログラム】 ・仲間づくり エンカウンターなどの実践	研修:横瀬小いじめ防止基本方針について
5月	・横瀬っ子 なかよし週間 ・いじめアンケート ・子ども面談	研修:「人間関係づくりプログラム」「子ども面談」「いじめアンケート」をもとにした事例検討会
6月	・情報モラル学習 ・5年自然の家宿泊体験学習	研修:情報モラル研修
7月	・人権学習 ・教育相談 ・いじめアンケート	研修:「人間関係づくりプログラム」「子ども面談」「いじめアンケート」をもとにした事例検討会
8月	・平和学習 ・親子ふれあい	研修:仲間づくり
9月	・夏休みの成長を認め合う活動 ・二学期の目標を認め合う→励まし合う	
10月	・教育相談 ・6年修学旅行 ・いじめアンケート	研修:事例研究
11月	・子ども面談	
12月	・横瀬っ子 なかよし週間 ・人権学習 ・いじめアンケート ・教育相談	研修:「いじめアンケート」をもとにした事例検討会
1月	・新年(新年の抱負) ・互いを認め合い、励まし合う仲間づくり	
2月	・1/2成人式 ・薬物乱用防止教室(6年) ・いじめアンケート ・子ども面談	研修:「いじめ防止に関わる取組」の成果と来年度の方針
3月	・卒業式, 修了式 ・学級お別れ会 ・小中連絡会(情報交換) ・教育相談 ・小中支援連携シート, 引継ぎシート, 個別の指導計画 ↓	研修:「人間関係づくりプログラム」「子ども面談」「いじめアンケート」をもとにした事例検討会

4. いじめ防止についての取組

(1)いじめの予防(いじめをおこさせないために)

① 全体的な取組・考え方

いじめを予防するためには、いじめの起こる原因を考える必要がある。それが把握できておけば、それに対する対策をとればいいのである。

・いじめに向かわせる3つのストレス

ア:友人 イ:競争的価値観 ウ:不機嫌・怒りのストレス

対策(具体的には後述)

ア:自己有用感を獲得させる イ:わかる授業を提供する

② いじめ防止のための職務別ポイント…人権教育のポイントとして考えてよい

ア:「学級担任」

- ・日常的にいじめの問題について触れ、「いじめが人間として絶対に許されない」との雰囲気や学級全体に醸成する。
- ・はやしたてたり見て見ぬふりをしたりする行為はいじめを肯定していることを理解させ、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者に転換することを促す。
- ・劣等感や挫折感、疎外感など自分が苦しんだことを他者へのいじめで解消しようとすることもよくあることである。そこで、そのような感情を生まないことが防止には有効である。
- ・あらゆる教育活動を通じて、自己有用感を実感させながら育てていく。
- ・一人一人を大切にしたいわかりやすい授業づくりをすすめる。
- ・教職員自身が威圧的・差別的な言動を行うことは、児童を傷つけるとともに、その子が加害者となったり、他の子からのいじめの助長につながったりすることが多い。言動や指導のあり方に十分配慮する。

イ:「養護教諭」

- ・「命の教育」を中心となって進めていく。
- ・教育相談研修計画
- ・子どもたちの声をきいていく。

ウ:「生徒指導主任」

- ・いじめ防止等に係る校内研修を計画的に行い、教職員の意識を高める。
- ・いじめ実態調査、子ども面談など子どもたちの声を早く拾い上げる機会をつくる。
- ・関係機関との連携を強化し、研修にもいかす。
- ・引継ぎシート・個別の支援シートについて、小中連絡会や職員会議等で情報交換を行い、支援方針についての共通理解を図るとともに、支援方針の見直しや検討をする際の参考にする。

エ:「管理職」(校長・教頭)

- ・全校への呼びかけや学校通信などで児童や保護者、地域の方に日常的にいじめ防止について訴えていく。「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気を醸成していく。
- ・学校教育活動全体を通じ、道徳教育や人権教育の充実を図り、読書活動、体験活動などを積極的に取り組むように指導する。
- ・児童が自己有用感を高められるような場面や活動を取り入れたり、困難な状況を友だちと力を合わせて乗り越えたりするような機会を持つように教職員に働きかける。
- ・児童会や委員会活動などを利用し、児童たち自らがいじめ防止・撲滅に対して取り組むようにさせる。(学校での「いじめ撲滅宣言」の制定、相談箱などの設置)
- ・校内研修後、教職員のいじめ問題への対応に関する理解度の把握に努め、研修方法や研修内容のさらなる改善・充実を図る。
- ・教頭:保護者からの情報の窓口
- ・管理職自身が、職員に対して威圧的・差別的な言動を行うことは、職員にストレスを与えることになり、職員のきつさが児童を傷つけることにつながる可能性がある。傷つけられた子どもが加害者となったり、他の子からのいじめの助長につながったりすることがあるということに留意して言動や指導のあり方に十分配慮する。

③ いじめ防止のための教育・・・自己有用感や自己肯定感を育む教育

ア:学習指導の充実

- ・学びに向かう集団づくり
- ・児童が意欲的に取り組む授業づくり
- ・わかる授業の推進
- ・特別支援教育の視点やユニバーサルデザイン指導の考え方を取り入れた指導方法の工夫
【わからない・不安・不満や劣等感・優越感・序列意識がいじめにつながる】

イ:特別活動, 道徳教育の充実

- ・学級活動の充実
- ・学級参画意識の高揚(傍観者を出さない学級)
児童自らがいじめの問題について学び, 取り組んでいく。
- ・ボランティア活動の推進

ウ:人権教育の充実

- ・人権意識の高揚
- ・講演会や参加型体験授業の開催

エ:情報モラル教育の充実

- ・ネットいじめの現状についての学習
なりすまし, 情報の独り歩き(広がり)など。
- ・ネット上の顔(仮想現実の世界)を持ち, 錯覚を起こす。相手の痛みを感じない。

オ:教育相談の充実

- ・担任とは年度当初
- ・2回目以降は担任を基本に, 後は希望する先生等に対して相談を行う。
- ・SC, SSWが配置, または近隣校にいる場合は必要に応じて相談に活用する。

カ:保護者, 地域の方との連携

- ・情報の相互提供
- ・学校の方針(特に, いじめについて)の周知
- ・学校公開(子どもも先生もいつ見られてもいいような教育を)
- ・情報の提供など日常的な啓発活動に取り組む。
・ネットいじめなど未然にいじめの防止に関して研修会を行う。

(2)いじめを早期発見・早期解決するために

① いじめの早期解決のために, 全職員が一致団結して問題の解決にあたる

ア:いじめ問題を発見したときには, 学級担任だけで抱え込むことなく, 学年長を中心に全ての教職員が対応を協議し, 的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。

イ:情報収集を綿密に行い, 事実確認をした上で, いじめられている児童の身の安全を最優先に考え, いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。

ウ:傍観者の立場にいる児童たちにもいじめているのと同様であるということを指導する。

エ:学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして解決にあたる。

オ:いじめられている児童の心の傷を癒すために, SCやSSW, 養護教諭と連携を取りながら, 指導を行っていく。

② 職域別ポイント

ア:「学級担任」

・日頃から「観察」「情報収集」に心がける。

観察:授業だけでなく、休み時間・給食時間・そうじ時間等にも子どもに声をかけ、子どもの様子に注意をはらう。

日記(生活記録, 連絡帳等)の内容や字の乱れにも注意をはらう。

情報収集:上記の観察や、保護者が気軽に相談できる関係を築くことで、情報の収集に努める。

アンケートにて定期的な情報収集も行う。

・教育相談:担任は各学期に1回以上「子ども面談」を行う。

上記以外にも担任を基本に、後は希望する先生等に対して相談を行う。

SC, SSWが配置か近隣校にいる場合は必要に応じて相談に活用する。

イ:「養護教諭」

・保健室を利用する児童の様子, 頻度, 声などから早期に発見する。

・特に気になる場合には, 身体的な傷, あざについても確認する。

ウ:「生徒指導主任」「人権教育主任」

・アンケートの提案, 実施, 分析

・分析結果から職員研修企画

エ:「管理職」(校長・教頭)

・児童及び保護者が気軽に悩み等を話せるような関係づくりに努める。

・学校としての相談窓口(本校:教頭, 教務主任, 生徒指導主任)を設けて, 保護者ならびに地域の声が届きやすくしておく。

③ 学校組織として、いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる

ア:「いじめはどの学校でも, どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち, 全ての教員が児童の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより, 児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けていくことが必要である。

イ:おかしいと感じた児童がいる場合には学年会や生活指導部会等の場において気付いたことを共有し, より大勢の目で当該児童を見守る。

ウ:様子に変化が見られる場合には, 教師が積極的に働きかけを行い児童に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめ, 解決すべき問題がある場合には, 担任・養護教諭・SC・SSWによる「教育相談活動」で当該児童から悩み等を聞き, 問題の早期解決を図る。

エ:「いじめアンケート」を年5回行い, 児童の悩みや人間関係を把握し, いじめゼロの学校づくりをめざす。いじめが発生(発見)した場合には, 速やかな対策を講ずる。

オ:必要に応じて「いじめ防止対策委員会」を持ち, 防止対策を協議する。

④ 保護者や地域, 関係機関との連携

ア:緊急な生活指導上の問題が発生した場合は, その場の適切な処置をとるとともに教頭に報告する。

また, 状況によっては緊急いじめ防止対策委員会を開催し敏速な対応を行う。教頭は, 校長に報告し, 校長の指示により敏速に支援体制をつくり対処する。

イ:いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし, 学校側の取組についての正確な情報を伝えるとともに, 加害・被害双方の家庭での様子や友達関係についての情報を集めて, 各家

庭の意向を聞き指導に生かす。また、相談や継続的な助言や支援を行うこととする。決して学校内だけで問題解決をするようなことはしない。

ウ：学校や家庭にはなかなか話すことができないような状況であれば、「いじめ・不登校相談(県教育センター)」や「子どもの人権110番(大分地方法務局)」等のいじめ問題などの相談窓口の利用も検討する。

(3) いじめが起きてしまった後の対応

- ① いじめ防止対策委員会(緊急)の開催, 学校いじめ対応一覧に記載
- ③ いじめられている児童への対応・支援, 保護者への対応
- ④ いじている児童への対応・指導, 保護者への対応
- ⑤ 「いじめ第一報」の提出(被害児童の担任が作成⇒生活指導⇒教頭⇒市教委)
- ⑥ 周りの児童等(観衆・傍観者)への対応・指導
- ⑦ 3か月経過後に「いじめ続報」の提出, 以後, いじめられた児童, いじめた児童への日常的な注意深い観察

【いじめ対応時の児童への対応・支援・指導】

	いじめられている児童への支援	いじている児童への対応・指導	周りの児童等(観衆・傍観者)への対応・指導
対応 教師の	児童の苦しみに寄り添い, 共感的に受け止める姿勢で対応する。	厳正に毅然とした態度で対応する。 ※懲戒(第25条) ※出席停止(第26条)	いじめられている児童だけではなく, みんなを守るという姿勢で対応していく。その気持ちを伝える。
伝える こと	学校として「何としてもあなたを守るよ」という姿勢を示す。その気持ちを伝える。 プライバシーの保護に十分に配慮する。	いじめは決して許されない行為であることを強く指導する。 いじめられた側の心の痛みに配慮して指導する。 自分の行い(言動)が重大な結果(相手の人格を傷つけ, 生命や身体, 財産を脅かすこと)につながったことを自覚させる。	いじめられた側の心の痛みに配慮しなければいけない。 いじめを認知(見聞き)したときに, 先生や保護者など大人に知らせる勇気をもたせることが大切である。 プライバシー保護に十分配慮する。
確認 すること	・身体の被害状況の把握(外傷がある場合は病院での診療状況について) ・金品の被害状況の把握 ・警察に被害届を出す意思があるかどうか ・カウンセリングの必要性の有無 ・適応指導教室など特別な教育的な措置の必要性の有無	本人へのカウンセリングや教育心理士の派遣の必要性の確認(本人のその行為の背景をつかむことが解決につながる)	カウンセリングの必要性(被害者の状況を見ての心理, 自分が傍観者であったがための後悔など)

留意 ポイント	再発の可能性, 問題の潜在化はないか。 PTSD, 自殺の危険度のアセスメントを行い, 日常的に継続観察する。	加害児童の心理的背景 加害者が次には被害者になることが多いことから, 日常的に継続観察する。	観衆や傍観者も被害者になりえること。みんなを守るためにこの問題を解決するということを理解させる。
------------	--	---	--

※アセスメント…事前調査に基づいた評価

5. 最近のいじめへの対応

○ネットいじめ(資料:いじめ問題対応マニュアル 参照)

情報モラル向上授業の実施・・・ICT 支援員, ハイパーネット等専門家による授業
職員研修と同時にネット上の情報収集も行う。(ブログ, 学校裏サイト, SNS チェック)

6. 令和8年度「横瀬小学校いじめ防止基本方針」に基づく「対応マニュアル」(別紙)

7. 重大事態への対応

(1)「重大事態」とは

①「生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある事態」

ア:児童が自殺を企図した場合(手紙等の段階も含む)

イ:身体に重大な障害・傷害を負った場合

ウ:金品等に重大な被害を被った場合

エ:精神的なダメージが深く, 精神性の疾患を発症した場合

②「相当の期間, 学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある事態」

ア:年間30日(非連続でも), 連続の場合は3日ぐらいから迅速に調査にのりだす。

(2)重大事態への対応

① 重大事態発生時の報告

ア:そのような事態を把握したら, 速やかに学校から市教育委員会に報告をする。

イ:学校設置者(市教育委員会)は市長等に, 速やかに報告をしなければならない。

② 重大事態の実態調査

ア:基本は, 当該学校が市教育委員会の連携・指導を受けながら調査を行う。

もし, 以下のような場合は市教育委員会が直接調査を行うこともある。

- ・当該児童やその保護者からの訴えを踏まえ, 学校主体の調査ではその事態への対応や再発防止などに必ずしも十分な結果を得られないと判断した場合
- ・当該学校の教育活動に支障が生じる恐れがあるような場合

イ:「事実関係を明らかにする」ことを第一義とする

・重大事態に至ったいじめ行為が, いつ(いつ頃), 誰から, どのような様態であったか。

いじめを生んだ背景や児童(被害者, 加害者)の人間関係, 学校の対応について客観的な事実関係を速やかに調査する。

i) いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合、いじめられた児童から十分に聴き取るとともに、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行うことなどが考えられる。

この際、いじめられた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先とした調査実施が必要である（例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害児童の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等）。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童への指導を行い、いじめ行為を止める。いじめられた児童に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行うことが必要である。

これらの調査を行うに当たっては、別添2の「学校における『いじめの防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」を参考にしつつ、事案の重大性を踏まえて、学校の設置者がより積極的に指導・支援したり、関係機関ともより適切に連携したりして、対応にあたる必要がある。

ii) いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

児童の入院や死亡など、いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する必要がある。調査方法としては、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などが考えられる。

【自殺の背景調査における留意事項】

児童の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった児童の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を構ずることをめざし、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要である。

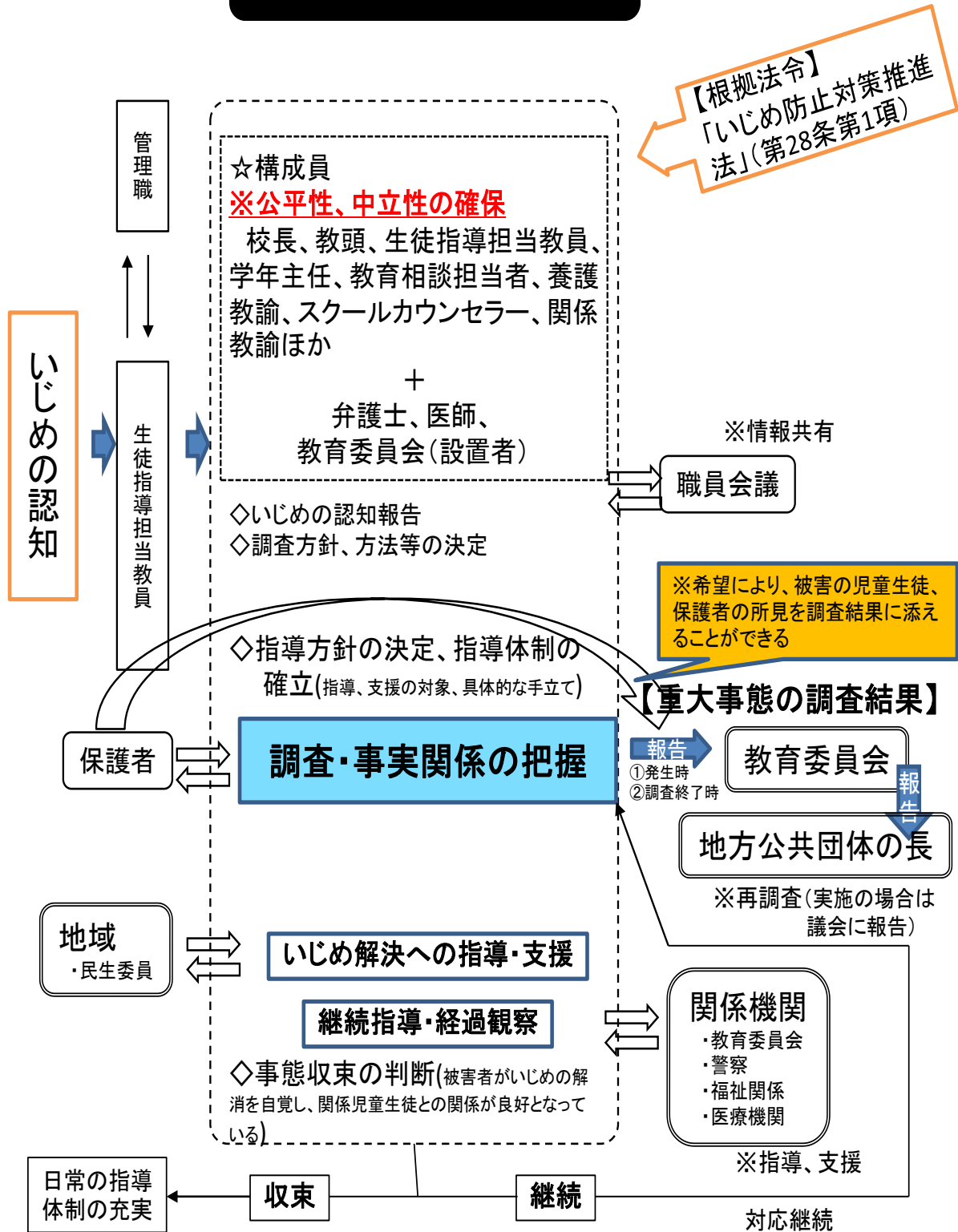
いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、以下の事項に留意のうえ、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」（平成23年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とするものとする。

- 背景調査にあたり、遺族が、当該児童を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともにできる限りの配慮と説明を行う
- 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- 死亡した児童が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、学校の設置者又は学校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- 詳しい調査を行うにあたり、学校の設置者又は学校は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り、遺族と合意しておくことが必要である。
- 調査を行う組織については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

- 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める。

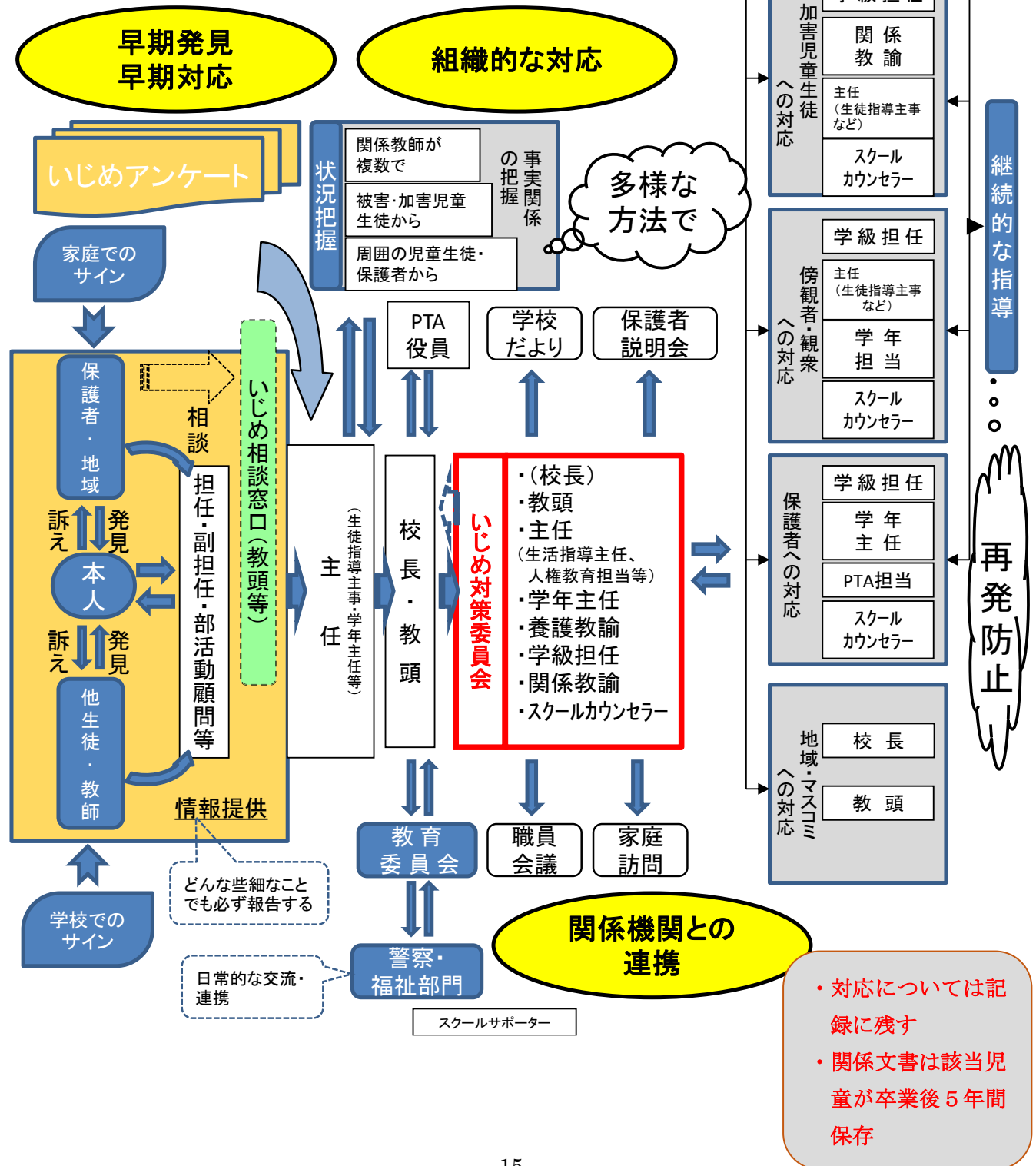
重大事態対応フロー図(学校)

いじめ問題解決委員会



【参考】いじめ防止対応組織（「いじめ問題対応マニュアル」から）

- ## いじめ対策の基本
- 1 早期発見・早期対応
 - いじめの小さなサインを見逃さず、しっかりと捉え、察知した問題をケースに応じ迅速かつ適切に指導すること。
 - 2 組織的な対応
 - いじめ対策委員会を機能させ、組織的な取組を徹底して進めること。
 - 3 関係機関との連携
 - ケースによって、学校だけの指導に固執せず、保護者、教育委員会、警察、児童相談所など関係機関との連携体制のもとで指導・対応にあたること。



資料「いじめ対策推進法」

第4章 いじめの防止等に関する措置

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

(いじめに対する措置)

第23条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

- 2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。
- 3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。
- 4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。
- 5 学校は、当該学校の教職員が第3項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うにあたっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

(校長及び教員による懲戒)

第25条 校長及び教員は、当該学校に在籍する児童等がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、当該児童等に対して懲戒を加えるものとする。

(出席停止制度の適切な運用等)

第26条 市町村の教育委員会は、いじめを行った児童等の保護者に対して学校教育法第35条第1項(同法第49条において準用する場合を含む。)の規定に基づき当該児童等の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずるものとする。

(学校相互間の連携協力体制の整備)

第27条 地方公共団体は、いじめを受けた児童等といじめを行った児童等が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を適切に行うことができるようにするため、学校相互間の連携協力体制を整備するものとする。

第5章 重大事態への対処

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生を防止するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

(公立の学校に係る対処)

第30条 地方公共団体が設置する学校は、第28条第1項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

- 2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生を防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。
- 3 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。
- 4 第2項の規定は、地方公共団体の長に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第23条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。